

7月29日から

戸籍が変わります

スピードアップ
戸籍の作成
証明書の発行

対象 上士幌町に**本籍地** がある方

※なお、住所地が上士幌町であっても本籍地が上士幌町でない方は対象ではありません。

行政サービスの向上、正確な事務処理と迅速化を図るため、7月29日(月)(改製日7月27日)から実施する予定です。

◆お問い合わせ先

市民課総合窓口・戸籍年金担当(内線136)

変更点1 ▶戸籍謄本・抄本などの名称と書式が変わります

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化へ改製された原本戸籍)として、町に150年間保存されます。

もし、相続などで「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今までどおり申請することにより交付が受けられます。

この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを認証する。
平成式年七月武拾九日
北海道河東郡上士幌町長 竹中貢

| | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 籍本 | 北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三八番地 |
| 平成式年八月参拾日扁製 | 昭和参拾八年四月武日北海道河東郡上士幌町で出生同月八日父届 |
| 平成式年八月参拾日富士区で出生同月八日父届 | 平成式年八月参拾日富士区で出生同月八日父届 |
| 平成式年八月参拾日富士区で出生同月八日父届 | 平成式年八月参拾日富士区で出生同月八日父届 |

従来

職印

これまでの戸籍は
【改製原戸籍】
に名称が変わります

新

電算化に移行

【全部事項証明書】に名称が変わります

(1の1) 全事項証明

| | |
|-------------|---|
| 本 氏 名 | 北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線238番地 上士幌太郎 |
| 戸籍事項 戸籍改製 | 【改製日】 平成25年7月29日 【改製事由】 平成5年佐藤春合第5.1号照則第2条第1項による改製 |
| 戸籍に記載されている者 | 【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 上士幌一郎 【母】 上士幌富子 【継母】 長男 |
| 身分事項 出生 | 【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道河東郡上士幌町 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出者】 父 |
| 婚姻 | 【結婚日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線238番地 上士幌一郎 |
| 戸籍に記載されている者 | 【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士富子 【継母】 長女 |
| 身分事項 出生 | 【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出者】 父 |
| 婚姻 | 【結婚日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 上士幌太郎 【従前戸籍】 東京都富士区中央100番地 富士次郎 |

【変更点】

| | 現在の戸籍 | 電算化後の戸籍 |
|----|----------|----------------|
| 名称 | 戸籍謄本 | ⇒ 全部事項証明書 |
| | 戸籍抄本 | ⇒ 個人事項証明書 |
| 書式 | 縦書き | ⇒ 横書き |
| | 文書体 | ⇒ 項目別の箇条書き |
| 用紙 | 漢数字 | ⇒ 算用数字 |
| | 白紙 (B4版) | ⇒ 改ざん防止用紙 (A4) |
| 公印 | 朱印 | ⇒ 電子公印 (黒印) |

電算化になった時点での最新の住所のみが記載され、それ以降は、住所異動があれば追加されていきます。

死亡・婚姻などすでに除籍されている方は、新しい戸籍に記載されません。

発行番号: 00000001

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年7月29日

北海道河東郡上士幌町長

竹中 貢

職印

置き換えられる文字の一例

| 使用できない文字 | | 電算化後 |
|----------|---|------|
| 藤・藤 | → | 藤 |
| 邊・邊 | → | 邊 |
| 眞 | → | 眞 |
| 博 | → | 博 |
| 喜 | → | 喜 |
| 善 | → | 善 |
| 齋 | → | 齋 |
| 伊 | → | 伊 |
| 泰 | → | 泰 |
| 裕 | → | 裕 |

変更点2

▶「氏」「名」は、常用漢字及び人名用漢字に置き換えられます

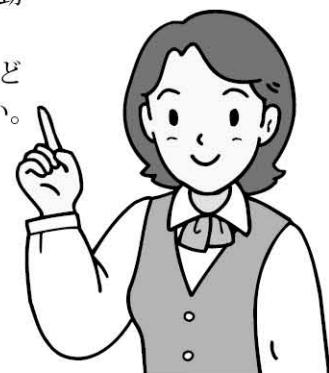
コンピュータ化により、崩し字・誤字など漢和辞典に載っていない文字は、法務省の通知により常用漢字や人名用漢字などに置き換えられます。

※戸籍電算化を行うすべての市町村で漢字の置き換えが行われます。

この置き換えは氏名が変更するものではなく、戸籍表記上の文字を修正するものであり、運転免許証や土地登記簿などの変更手続きは必要ありません。

住民票や印鑑登録証明書などは、自動的に戸籍と同じ表記になります。

町発行の国民健康保険被保険者証などについては、そのまま使用してください。



▶申し出により文字を変更できる場合があります

「氏」や「名」が辞典に載っていない文字の場合、申し出によりいつでも常用漢字や人名用漢字などに変更することができます。変更の例として、次のようなものがあります。

| 現在の表記 | 眞・眞 | 邊・邊・邊 | 英 | 芳 | 原 | し |
|----------|-----|-------|---|---|---|---|
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 申し出をすると… | 眞 | 辺 | 英 | 芳 | 原 | し |

※申し出により文字を変更する方は、印鑑を持参の上、町民課総合窓口・戸籍年金担当までお越しください。なお、文字によっては、申し出で直せない文字もありますので、お問い合わせください。

A Q 戸籍は日本人の一人ひとりの身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹などを記載した公簿です)。

Q どんな内容が載っているの?

A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。

Q 筆頭者と世帯主は同じ?

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。また、世帯主とは一つ屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの?

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜き、書き移したもののです。

Q 死亡した人はコンピュータ化後の戸籍には記載されないの?

A 平成25年7月27日(土)以前に死亡や婚姻・離婚などによりその戸籍から除かれる場合は、戸籍の筆頭者以外の方はコンピュータ化後の戸籍に記載されません。

**戸籍
Q & A**

